

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第31号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（教育課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（規則第19号）

地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人には毎事業年度の業務運営に関する計画に関する規定が適用されないこととなったこと等に伴い、規定の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第19号

兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則(平成25年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに」を「中期計画に定めた項目ごとに、」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の兵庫県公立大学法人の業務運営等に関する規則の規定は、令和6年4月1日に開始する兵庫県公立大学法人の事業年度に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第27条第1項に規定する年度計画及び同法第78条の2第2項に規定する報告書から適用する。